

福みえ社

伝える
つながる
ひびきあう

10
2021 October
No.365



社会福祉法人いそやま会 いそやま保育園さまより
子供たちの作った素敵な作品のお写真をいただきました。

もくじ

- 特集：これからの防災・減災に向けて
～ 東日本大震災・紀伊半島大水害から10年をふり返る ～……2
- 連載：災害とふくし……5
- 連載：福祉めし……6
- ありがとうメッセージ……8



ふれあいネットワーク

特集

これからの防災・減災に向けて

～ 東日本大震災・紀伊半島大水害から10年をふり返る～

東日本大震災から10年、県内でも沿岸地域を中心に、特に津波への備えが進められています。また、全国では毎年のように水害や地震による被害が発生しており、災害への備えの大切さを強く感じます。

今回は、この10年間の三重県内での防災・減災への取り組みについて、三重大学大学院工学研究科の川口准教授から寄稿していただくとともに、震災と同じ年に発生した紀伊半島大水害で大きな被害のあった熊野市と紀宝町の両社協から、当時の様子やその後の、そしてこれからの目を向けた取り組みについて伺いました。

新しい時代の防災・減災対策

三重大学 大学院工学研究科 准教授 川口 淳

災害対策の原点

現代の日本の防災・減災対策の原点はこの地域に甚大な被害をもたらした昭和34年伊勢湾台風にあります。この台風の2年後、1961年（昭和36年）に現在の我が国の災害対策の基礎となる「災害対策基本法」が制定され、オールジャパンで防災対策を推進する枠組みができました。この法律に基づきさまざまな防災関連法が制定され、具体的な事業がたくさん進められました。例えば高潮防潮堤の整備、河川の改修、急傾斜地の安全対策などハード対策や、消防団や水防団活動などソフト対策です。その成果は明白で、その後の自然災害による死者数は大幅にその数を減らしています。

しかしながら、1995年の阪神・淡路大震災と2011年の東日本大震災では伊勢湾台風を大幅に超える被害が出ました。これは結果論ですが、災害対策基本法による対策は台風等の風水害対策に厚く、阪神・淡路大震災のような都市直下型地震や東日本大

震災のような超広域地震・巨大津波災害に対して不十分であったと言えます。

東日本大震災が与えた災害対策の変化

東日本大震災の教訓は甚大な津波被害ですが、それまでの災害対策の課題は「想定外の津波」という言葉に課題が集約されていると思います。想定を遙かに超える災害の発生に対し、それまでつくっていた防災計画がもろくも崩れて思考停止がおこったり、対応が後手に回ったりしたのです。

この教訓を活かすために生み出されたのが皆さんが近年よく耳にする「南海トラフ巨大地震」です。この地震は過去に発生したことはありませんが、東日本大震災を起こした東北地方太平洋沖地震を参考に駿河トラフ・南海トラフ・日向灘沖にかけてマグニチュード9クラスの震源を設定し、地震の揺れと津波のシミュレーションを行ったものです。その結果、超広域の震度6強以上の

揺れのエリアや20メートルを超える津波の想定が国から示されました。建物被害は240万棟以上、最大32万人の死者の想定もあわせて示されました。

激甚化する風水害

地震・津波災害だけでなく、風水害においても災害規模が大きくなる傾向が見られます。それを受けて2015年（平成27年）水防法の改正では、想定しうる最大規模の降雨を前提としたハザードの見直しが行われ、洪水による家屋倒壊危険ゾーンの設定や、河川の氾濫危険水位の見直しおよび高潮の浸水想定区域が設定されました。現在までに三重県内の国管理の河川のすべてと一部の県管理河川の浸水区域が見直され、全領域の高潮浸水区域が計算され、順次市町等からハザードマップが公表されています。同じく2015年（平成27年）に土砂災害防止法も改正され、土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域

（通称レッドゾーン）の基礎調査結果の公表が義務化され、土砂災害警戒情報が法的に位置づけられ、基礎自治体には土砂災害に対応した安全な避難場所の確保が求められる事になりました。これを受けて、三重県でも本年度までに土砂災害の基礎調査が行い、県内すべての区域の指定が終了しました。この結果も県のホームページ及び市町の防災マップに順次反映されてきています。

BCPの必要性

前述のように想定災害の規模が大幅に見直され、これまでの計画では手におえない状況になってきている現在、求められるのはBCPです。BCPとは Business Continuity Plan の略で「事業継続計画」とか「業務継続計画」と呼ばれるものです。もともと民間事業者が災害時などに会社をまもるために、限られた資源で基幹業務を絞り込んで行い、できるだけ早期にもとの状態に戻すための計画と言われていますが、最近

「手におえない事態が発生した時に、最低の資源で最大の効果を上げるために業務の優先度を決めておく計画」と説明されることが多くなっています。

この計画の重要なところは「手におえない状況」を設定することです。そのうえで災害時優先業務と通常業務を列挙して、それぞれ業務の実施（目標）時期を設定し、優先度を決めておきます。私は加えてそれぞれの事業者の「限界」を押さえておくことも大切だと説いています。たとえば、停電が何時間・何日続いたら事業を止めなくてはいけないのか？最悪の想定時に対応できるミニマムな人材でできる事は何なのか？を検討しておくことです。

支援と受援

手におえない状況になった場合、できる事を優先順位を決めて行うのがBCPですが、現代の防災対策では、被災していない地域の自治体や事業者が被災地の

支援を行う事が一般的になっています。行政だけでなく民間事業者のBCPにおいても外部からの支援を受ける事を前提とした計画も見られるようになってきました。ただし支援・受援の仕組みだけを作るのではなく、受援側はどのような人材・物がどれくらい、いつまでに必要かを具体的に発信することが大切です。支側は適切な人材を適切な時期に送る事が求められます。

まとめ

防災・減災対策を取り巻く状況はこの10年で大きく変わってきています。時間の経過にともない自然環境や社会環境は変化します。私たちの先輩は、このような変化にシなやかに対応し、そのたびに知識や知恵そして技術を残すために残してきてくれたのだと思います。今こそ私たちはこの危機をシなやかに乗り越え、得られた教訓を次世代につなぐことが求められているのではないのでしょうか。

「マニュアル+α」の行動を常に意識して

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会

熊野市では紀伊半島水害のあと、市の働きかけにより産学官が連携した避難所運営マニュアルが整備されました。海岸部を中心に市が選定した地区を対象にした避難所や、市内特養や老健、障がい者入所施設を対象とした福祉避難所の指定と防災訓練が実施されています。

地域住民の動きとしては、自主防災組織が多く組織され、特に久生屋町では自治会とは異なる独立した自主防災組織を形成しています。有事におけるスムーズな連携、協力を図ることができるよう、町内13地区を54グループ（1グループ10世帯程度）に細分化し、事業計画に基づいた訓練（年1回）等を実施しています。

また民生委員・児童委員協議会と熊野市身体障害者（児）福祉連合会では、要援護者や避難方法等の理解促進等を図って年一回の合同防災訓練も行われています。

熊野市社会福祉協議会では、紀伊半島大水害以降、その経験を活かした災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを整備し、年に2回、マニュアルに基づく組織全体での防災・災害ボラセン設置運営訓練を行っています。以前の災害ボラセン運営の経験とこれらの日々の訓練等から、災害対応における初動スピードは確実に向上していると自負しています。

また前回の被災時は組織内一部の職員だけでの対応であったものが、より全体に近い職員間で共有されていることにより、運営スタッフ等の面で層の厚みももてることへの期待があり心の強みにつながっていると感じています。

一方で、140名を超える当会組織の職員各々が災害ボラセンの役割等を共通認識として持ち合わせるには課題が多く、何より被災した苦い経験も、職員、住民ともに年月の経過により記憶が薄れてしまうといったことも懸念されています。

定期訓練の実施等、地道な取り組みを継続させながら、有事によりスムーズな支援体制を構築できるよう取り組むとともに、マニュアルに基づいた行動はもとより、常に「想定外なことは起こりうるもの」として、災害に限らずその場面に応じた的確な判断と柔軟な対応がとれるような職員育成に努めていきたいと考えています。

タイムラインを活かして「人の命が一番」

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

紀宝町社協では、三重県内にも大きく被害をもたらした平成16年台風21号災害で災害ボランティアとして参加した職員の経験から、町内で災害が起きたときにボランティアを調整する役割が必要だと考えて、平成19年にボランティア連絡組織を立ち上げるとともに、ボランティアコーディネーターの養成を始めました。

紀伊半島大水害では、コーディネーターの活躍もあり、災害ボランティアセンターの運営をすることができました。今ではボランティアコーディネーターは100名ほどにまでなりました。

また町では、この水害を教訓として、「人の命が一番」を基本に、防災・減災対応を確実かつ円滑に行うことを目的とした事前防災行動計画「タイムライン」を平成27年に策定しています。これは当時、全国に先駆けた取り組みとして注目されました。

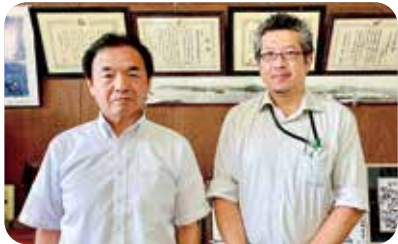
タイムラインとは、災害時に発生する状況を予め想定し各関係機関や地域住民などが共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列に整理したもので、防災行動や避難行動を円滑に行うことができます。

例えば要援護者対応において、タイムラインを導入以前は、災害対策本部から福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会にそれぞれ福祉避難所の調整や避難者の移動調整の依頼を行い、報告や次の指示も個別に行いながら三者がバラバラに動くようになっていました。導入後は、災对本部の初動依頼のあとは三者間で互いに次の動きや役割を明確に共有できていることから、スムーズな連携や調整を行うことが可能になりました。また、災害後の振り返りも容易に行うことができます。

紀宝町では、行政や関係機関だけでなく、実際に避難する地域住民に向けてもタイムラインを作成し、これまで5地区（浅里・鮎田・大里・高岡・成川）で策定されています。地区タイムラインには、自主防災組織や民生委員など、日ごろから社協と協働している皆さんの行動計画も示されています。

こうした行政の取り組みとも連携し、町全体が災害に負けない土地になるよう、社会福祉協議会としての取り組みを進めていきたいと思えます。

お話を伺った方



角屋校長 前村教頭

三重県立南伊勢高等学校 南勢校舎
角屋 貴久 校長
前村 実 教頭

連載

災害とふくし

第3回

県立南伊勢高等学校の取り組み

三重県南部の太平洋沿岸地域は、南海トラフ地震に伴う大津波が発生した場合、甚大な被害が予想されています。今回は、その三重県南部の南伊勢町に立地する県立南伊勢高等学校南勢校舎の防災教育の取り組みについてご紹介します。

防災教育に取り組んだきっかけ

本校は、三重県南部熊野灘沿岸のリアス式海岸の海沿いに立地しており、平成23年の東日本大震災の際には、津波がグラウンド横の側道付近まで達しました。そのようなこともあり、東日本大震災を契機に、県や町と避難場所や避難ルートなどの協議を開始し、教員や生徒も東北被災地でのボランティア活動を実施してきました。平成25年度からは「総合的な探究の時間」等で防災教育に取り組んでいます。

防災教育の学習内容

現在、防災教育は、1年生の「総合的な探究の時間」を中心に取り組んでいます。町の防災安全課や三重大学、NPO等に協力を得ながら、講義やタウンウォッチング等のフィールドワークを通じて町全体の防



避難所運営ゲーム (HUG) を通じて避難所の実態イメージを確認

地域や関係機関との連携と今後の取り組み

この10年間の防災教育を通じて、地域や関係機関との連携や協働も増えてきています。平成28年には地元の介護福祉施設や漁協と連携して携帯用非常持ち出し用具「Myゼロパック」を商品化しました。現在は、町の防災安全課がパック内容を更新するなどし、防災備品の無償配布等の取り組みが継続して行われています。

災について学んでいます。さらに、学校独自で火災と津波を想定した避難訓練も年2回実施しています。学校での学びは生徒が住む地域にも活かされています。例年、夏頃に町内各地区で一斉に避難訓練(津波)が行われます。訓練後の振り返りでは、生徒が「避難所は坂の上なので、お年寄りが避難する時は、できるだけ手助けできるようにした方がいい。」等、避難時の工夫や避難所の修繕点等を指摘してくれます。シャイな生徒が多いのですが、自らの気づきを意見として述べる事ができるのは、防災教育をはじめとした学びの成果なのではないかと感じています。



津波を想定した避難訓練では、全員がヘルメットとライフジャケットを着用し避難

本校のクラブ活動の一つである、地域ビジネスについて考えるSBP(ソーシヤル・ビジネス・プロジェクトの略)でも生徒と大人が防災について考える場面も多くあります。南伊勢町は、高齢化率が50%を超えていることもあり、防災をはじめとして様々な場面で若い力が必要とされています。住民の方々からも、本校の活動に期待をいただいています。

今後は、福祉との関わりをもっと図れたらと考えています。例えば、地域のお年寄りとの交流やレク等を通じて防災について一緒に考えることもできると思います。コロナ禍で実施が難しいことも多いですが、学校としても外に向いていく機会を増やし、多くの方に本校の取り組みを知ってもらうことで、少しでも他の地域の取り組みの参考になれば嬉しいです。

取材メモ

南伊勢高の継続した防災教育の取り組みは県内外で評価され、平成30年度「みえの防災大賞」を受賞、令和2年2月には、「第24回防災まちづくり大賞・消防庁長官賞」を受賞されています!!



◀ 生徒考案のMyゼロパック

ご飯で元気に!

福社めし

第4回

この連載では、福祉施設や団体に提供・販売をしている食事を紹介していきます。

特別編 テイクアウト特集

この連載は、福祉施設や団体に提供・販売をしている食事を紹介することで、県内福祉施設を応援したいという気持ちで続けてまいりましたが、緊急事態宣言の発令もあり、取材に伺うことができなくなりました。

そこで、このコロナ禍でよく目にするようになった『テイクアウト弁当』にスポットを当て、『福祉めし特別編』としていろいろなテイクアウト商品を紹介いたします。

読者の皆様もぜひご利用いただき、福祉事業所をご支援ください。



ひびこれ弁当 550円

Cotti 菜 Deli

冷凍食品を使わずに一から手作りの「てまひま」にこだわったお弁当です。野菜は自社農園「わか菜の杜」の採れたて新鮮野菜をたくさん使っていて、毎日食べても飽きの来ないよう、2種類のお弁当を日替わりで提供しています。

インスタグラムでは毎日のひびこれ弁当の写真をアップしており、LINE でのご注文をいただくこともできます。

近隣地域には配達も行っています。配達範囲については店舗までお気軽にお問い合わせください。

住 所 鈴鹿市中江島町 19 番 38 号ラヴィータ白子 1F TEL 059-389-7789

営業時間 9:00 ~ 15:00 定休日 土・日曜日、祝日

InstagramID COTTINADELI

えりはら神路川工房

えりはらでは、美味しくて体にやさしいパンをお客様にお届けするために、添加物や保存料をなるべく使わない努力をしています。生地のみから焼成、具材の調理までの工程を心込めて手作りで行なっています。販売について、パンは追加で焼かないため、売り切れ次第終了です。また志摩市内及び近隣市町において移動販売も行なっています。

住 所 志摩市磯部町恵利原 1421 TEL 0599-56-0100

営業時間 12:00 ~ 15:30 定休日 火・土・日曜日、祝日、年末年始



パンは常時約 24 種類と月替わりを 2 種類 + ラスクやクッキーなどの焼き菓子も販売



冷凍うどん (一玉) 97円
めんつゆ (一食分) 32円 てんぷら一皿 270円

いすず工房 [いすず亭]

県内産小麦粉あやひかりを使用し、利用者が製麺から取り組んだ自家製うどんです。伊勢うどん、カレーもお持ち帰りできます。

冷凍なので、美味しく召し上がっていただくため、保冷バッグをご用意させていただきます。(4食分まで)

住 所 津市城山 2 丁目 16-7 TEL 059-234-0020

営業時間 11:00 ~ 14:00 定休日 土・日・月曜日・祝日

サンドウィッチ&カフェ PEER

手作りにこだわり、障害のある方が心を入れて作っています。たまごサラダ・ポテトサラダ・ツナサラダ・チキンカツなど 2 個入 300 円 (税込)、スイーツサンド 1 個入 150 円 (税込) で販売中。下記店舗の他、あちらこちらのマルシェなどでご購入いただけます。詳しくはインスタグラムをご確認ください。お店ではちょっぴりこだわったコーヒーもご用意しています!

住 所 津市南丸之内 7-28 河合ファーストビル 1F TEL 059-273-6878

営業時間 9:00 ~ 17:30 定休日 月・日曜日、年末年始

InstagramID peercafe



サンドウィッチボックス 500 円とスモークサーモン&ポテトサラダのサンド 300 円

令和3年度

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

● 簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険

<https://www.fukushihoken.co.jp>

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン	
賠償事故に対応	身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円
	財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中） うち現金支払限度額（期間中）	200万円 20万円	200万円 20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度	
園児の傷害事故に対応	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	
	入院保険金（1日あたり）	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金（1日あたり）	1,100円	1,000円
	天災補償	なし	あり

賠償	29,300円
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円
合計	116,300円

セットプランをおすすめします!!

個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

- ① 基本補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

プラン2 保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 保育所職員・労働トラブルの補償

- ① 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

プラン4 社会福祉法人役員の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

（引受幹事）損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL：03(3349)5137
 受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
 受付時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）



ありがとうメッセージ

心も一緒に届いています

国際交流財団

令和元年度一般配分

読み聞かせ動画の製作

令和2年度はイベント開催ができなかったため、ステイホームでも読み聞かせを体験できるように、三重県の民話「だんだらぼっち」の動画を制作しました。歌、紙芝居、クイズ、折り紙を、日本語とポルトガル語で楽しむことができます。外国につながる子どもたちが、母語と日本語の両方を習得し、地域の担い手として豊かに成長していけるよう、これからも支援していきます。



社会福祉法人 川越町社会福祉協議会

令和元年度一般配分

コロナ禍での自宅訪問

新型コロナウイルス感染拡大防止のため交流会の形態を変更し、民生委員さんや福祉協力員さん、社協職員で75歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方々の自宅を訪問しました。ボランティアさんが作ったプレゼントに小学生が書いたメッセージカードを添えてお届けしました。コロナ禍でより地域のつながりを感じて頂くことができました。募金へのご協力ありがとうございました。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618

URL：https://www.miewel-1.com/ E-mail：info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック

2021年10月号(通巻365号) 令和3年10月発行

「福社みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。